

介護事業基盤整備援助及び介護団体支援実施要領

公益財団法人中国残留孤児援護基金

(趣旨)

帰国者および同伴帰国した配偶者は、年々加齢し相当数が高齢者の域に達しているが、日本語の習得不十分や習慣の壁から、介護保険法に基づく各種の介護事業サービスを十分に理解できず活用していない者の多いことが報告されている。他方、介護サービス提供事業者からみると、帰国者の介護については日本語の不理解と価値観の相違から、サービス提供において一般日本人より負担がかかることが指摘されている。

公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「援護基金事務局」という。）は、中国帰国者及びその配偶者（以下「帰国者等」という。）に視点を置いた特定非営利活動推進法により認証された法人（以下「NPO法人」という。）が介護事業を始める場合に、一定の期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。また、既に介護事業を実施している法人が帰国者等を介護サービス提供の対象としたことによって負担が生じている場合には、一定の条件の下にその法人を支援する。

第1章 介護事業基盤整備援助

第1条（介護事業基盤整備援助の目的）

NPO法人が帰国者等を主たる介護サービス対象者として、介護保険法に基づく「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」、「居宅介護支援事業者」又は「地域密着型サービス事業者」として行政庁から指定を受けて介護事業を実施する場合に、その準備期間から介護保険を活用して安定した運営に至るまでの期間を「介護事業基盤整備期間」として、資金の一部を援助することによって、当該法人の事業を育成し、帰国者の老後生活支援の一助となることを目的とする。（ただし本事業について令和2年度は予算の上限に達しているため新規の募集は行わない。）

第2条（対象団体）

帰国者支援の実績があり介護事業について取り組む意欲のあるNPO法人又は帰国者等への何らかの支援を主たる目的としてNPO法人としての認証を受ける準備中の団体で、以下の要件の全てを備え又は備える見込みのある団体の中から選考する。

- 1 援助金申請時（以下「申請時」という。）に事業開設にふさわしい事務所又は施設（以下「事務所」という。）を確保していること若しくは確保することが確実であること。改修の予定があれば改修計画とその経費見積もりが整っていること。
- 2 準備期間から介護サービス事業者としての指定を受け運営に至るまでの事業計画（資金計画を含む。）があること。
- 3 事業管理者が内定していること。
- 4 介護サービス提供対象者には、4割以上の帰国者及びその配偶者が見込まれること。
- 5 申請時から6ヶ月以内に、中国語を解する者を含めた5人以上のヘルパーの確保が見込まれること。
- 6 申請時から6ヶ月以内に、「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」、「居宅介護支援事業者」又は「地域密着型サービス事業者」として指定を受けることが見込まれること。

第3条（援助資金の申請）

前条に該当し援助資金を申請する団体は、この要領の附則に定める様式によって、事業実施年度の4月末日迄に援護基金事務局に申請するものとする。

第4条（審査）

援護基金事務局においては、申請書類をもとに、団体のヒアリング等を含め十分な審査を行い、審査経緯を含めた事務局原案を作成し、団体助成委員会の意見を求めるものとする。

第5条（援助資金の額）

援助資金の額は、初年度300万円、2年度目300万円、3年度目200万円をそれぞれ上限とする。（介護サービス事業所の開設時期により該当する年度が異なる。）

第6条（援助資金の交付）

援助資金の交付は、団体助成委員の意見を聴いて理事長が決定する。

援護基金事務局は、援助決定したNPO法人には直ちに通知し、NPO法人からの「請書」を徴したあと援助資金を交付する。

第7条（報告及び資金の使途）

援助資金の交付を受けた法人は、各会計年度終了後に速やかに事業全体の年間の概要と帰国者等の利用状況及び決算を含めた事業実施報告をしなければならない。申請時に予定した資金の使途について変更が生じた場合には、団体は援護基金事務局に変更についての協議をしなければならない。変更額が総額の1割以下の軽微な変更については協議を要しないが決算報告時に注記しなければならない。

第2章 介護団体支援

第8条（介護団体支援の目的）

既に「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じている場合に、一定額の支援を行うことによって帰国者等が介護サービスを利用しやすくなり、帰国者等の老後生活支援の一助となることを目的とする。

第9条（対象団体）

「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業」又は「地域密着型サービス事業」をすでに運営中の法人で、介護サービス事業所等の利用者のうち、帰国者等が週平均5人以上且つ年間利用者総数の2割を超えている法人の中から選考する。

なお、当該年度中に援護基金事務局の実施する介護事業基盤整備援助を受けたNPO法人は対象としない。

また、過去に援護基金事務局の実施した介護事業基盤整備援助も含め通算10カ年度を支援の上限とし、これを超える法人は対象としない。

第10条（支援金の申請）

前条に該当し支援金を申請する法人は、この要領の附則に定める様式によって過去1年度間と申請前月までの全利用者数と帰国者等の利用者数（実績）を明らかにして、事業実施年度の4月末日迄に援護基金事務局に申請するものとする。

第11条（支援金の額）

支援金の額は、過去1年度間と申請前月までの間の帰国者等の利用実績を基に、当該年度も同等

の実績が見込めるものと推定して年間延べ利用回数を算出し、以下のように支援額を決定する。

ここにいう利用回数とは、入所施設にあっては1人当たり入所1日を1回、通所施設にあっては1人当たり通所1日を1回、訪問サービスにあっては訪問回数にかかわらず訪問した1日を1回、小規模多機能型居宅介護事業にあっては通い・宿泊の形態にかかわらず訪問した1日を1回とする。なお、居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業を複数運営する法人については、各事業、各施設の利用回数の合計を利用回数とする。ただし各事業、各施設がそれぞれ下記基準を満たす場合は、1法人につき2つを上限に事業、施設毎に支援金を申請することができる。

NPO 法人

- 1 週平均 5回以上 8回未満の団体については25万円
- 2 週平均 8回以上14回未満の団体については30万円
- 3 週平均14回以上20回未満の団体については35万円
- 4 週平均20回以上30回未満の団体については40万円
- 5 週平均30回以上の団体については 45万円

その他法人

- 1 週平均 5回以上 8回未満の団体については15万円
- 2 週平均 8回以上14回未満の団体については20万円
- 3 週平均14回以上20回未満の団体については25万円
- 4 週平均20回以上30回未満の団体については30万円
- 5 週平均30回以上の団体については 35万円

第12条 (審査、支援金の交付)

援護基金事務局は法人からの申請書類をもとに当該法人へのヒアリング等を含め十分な審査を行い、審査経過を含めた事務局原案を作成し団体助成委員会の意見を求めるものとする。

② 支援金の交付は、団体助成委員会の意見を聴いて理事長が決定する。援護基金事務局は、援助が決定した法人には直ちに通知し、法人からの「請書」を徴したあと支援金を交付する。

第13条 (報告)

支援金の交付を受けた法人は、当該会計年度終了後速やかに事業全体の年間の概要と帰国者等の利用状況及び決算の報告をしなければならない。

また、援護基金事務局の求めに応じて、帰国者等の処遇に関する報告をしなければならない。

第14条 (支援金の取消又は減額)

支援金の交付を受けた法人は、帰国者等の利用回数が第11条の規定により算出した利用回数を20パーセント以上下回ることが確定的に判断できるときは、当該法人は速やかに援護基金事務局に報告し協議しなければならない。

この場合、申請時の計画に虚偽等の不法行為があった法人については、支援を取消して支援金の全額を返還させる。法人の責めに帰さない原因による計画の履行不能である場合は、協議により現に所持する支援金の残額を返還させることができる。

附 則

1. この実施要領は、平成18年9月15日より実施する。
2. 実施要領にいう「会計年度」、「初年度」、「2年度目」及び「3年度目」とは、4月1日から翌年3月31日までを年度の区切りの原則とする。

ただし、交付された援助資金又は支援金のうち会計年度末に残金が生じた場合は、法人は援護基金事務局に協議のうえ、次年度に繰越すことが出来る。

3. 援助金及び支援金の額は、法人の状況及び援護基金の寄付金募集状況によって毎年見直すものとする。

4. 申請にかかる各種書式は次のとおり定める。

5. 平成19年5月25日 一部改正

6. 平成20年7月22日 一部改正

7. 平成23年4月1日 一部改正

8. 平成23年7月12日 一部改正

ただし、財団法人中国残留孤児援護基金が公益財団法人へ移行した場合は、本規程の文中について、「財団法人」を「公益財団法人」と改め、公益財団法人移行登記の日から適用する。

9. 平成24年7月10日 一部改正

10. 平成25年4月1日 一部改正

11. 平成26年4月1日 一部改正

12. 平成27年4月1日 一部改正

13. 平成28年4月1日 一部改正

14. 平成29年4月1日 一部改正

15. 平成30年4月1日 一部改正

16. 平成31年4月1日 一部改正

17. 令和 2年4月1日 一部改正